

# 公益社団法人北九州市獣医師会夜間救急動物病院運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会における夜間救急動物病院事業に関する事項について定め、それによって適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 飼育動物はもとより、飼育者不明傷病動物等に対して、慈愛の心を持ち、夜間の動物救急診療を提供することにより、市民と動物の福祉に貢献することを目的とする。

## 第2章 委員会

(夜間動物病院事業委員会)

第2条 公益社団法人北九州市獣医師会夜間救急動物病院（以下、「病院」と略す。）は夜間動物病院事業委員会（以下「委員会」と略す。）が中心となり運営する。

## 第3章 事業と業務

(事業)

第3条 病院は第1条第2項の目的を達成するため、主に次の事業を行う。

- (1) 飼育動物の夜間救急の診療
- (2) 飼育者不明傷病動物の夜間救急の診療と保護
- (3) 学校飼育動物の夜間救急の診療
- (4) 災害時の動物救援
- (5) 獣医師、動物看護師の育成

(業務)

第4条 委員会は病院運営の為に、以下のことを行う。

- (1) 雇用
- (2) 経理
- (3) 人事
- (4) 診療時トラブルの解決
- (5) 設備投資の検討
- (6) 運営マニュアル作成・実施
- (7) 収支決算報告

## 第4章 補則

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。